
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IAS 第 32 号「金融商品：表示」－企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 11 月に開催された第 324 回企業会計基準委員会で議論した「IAS 第 32 号『金融商品：表示』－企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類」に関する論点のその後の経過についてご説明することを目的として作成している。なお、本資料について、本日の委員会においてご審議いただくことは予定していない。

II. 背景

アジェンダ決定案の公表とこれに対する ASBJ からのコメント

2. IFRS-IC は、2015 年 9 月に次の事項を内容とするアジェンダ決定案（以下「本アジェンダ決定案」という。）を公表した。
 - (1) 企業が¹が発行するプリペイド・カードに係る負債は、金融負債の定義を満たす²。
 - (2) したがって、こうしたカードを発行する企業は、プリペイド・カードに係る負債の認識の中止を行うかどうか、及び、いつ行うのかを決定するために IFRS 第 9 号「金融商品」（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）のガイダンスを適用することになる。

¹ 当初の要請では、「銀行」が発行したプリペイド・カードが論点とされていたが、アジェンダ決定案では、一般の企業が発行したプリペイド・カードも含めて「企業が」発行したプリペイド・カードが対象とされた。

² 企業が発行するプリペイド・カードに係る負債は、主に次の理由から、金融負債の定義を満たすと考えられた。

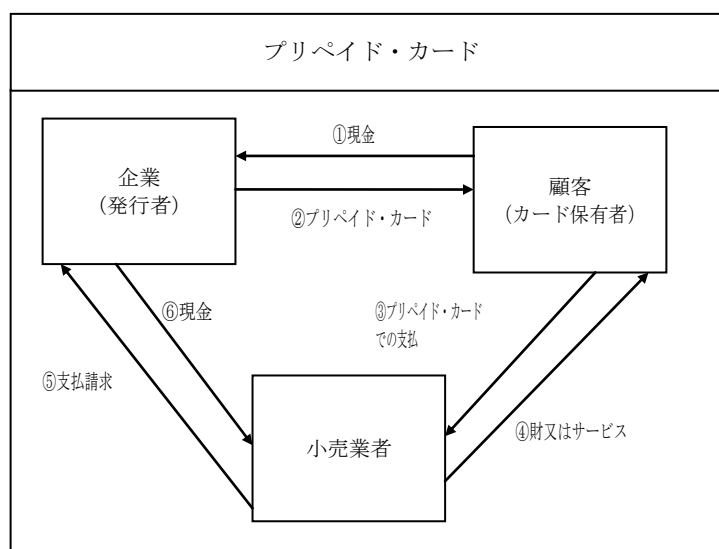
- (1) 企業は、カード保有者に代わり小売業者に現金を引き渡す契約上の義務（カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件とする）があり、この契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していないこと。
- (2) カード保有者が、発行企業においてプリペイド・カードを使用する可能性がある場合でも、企業の義務は金融負債であることに変わりはないこと（発行企業は、カード保有者が第三者である小売業者でプリペイド・カードを使用する場合に、現金の引渡しを回避する無条件の権利を有していない。）

- (3) これらを踏まえた結果、IFRS-IC では、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号 (IAS 第 39 号) の現行のガイダンスに照らし、解釈指針も基準の修正も必要ないとの結論が下された。
- (4) なお、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたプリペイド・カードについては、アジェンダ決定案の範囲から除外することとされた。
3. 本アジェンダ決定案に対して、本専門委員会における議論を踏まえ、ASBJ からは、アジェンダ決定の適用範囲を以下のように狭めたうえで、最終化することを提案するコメント・レターを提出した(下線は追加すべき内容、取消線は削除すべき内容を表す。)

以下のすべての特徴を有するプリペイド・カードに限る

- a. 有効期限がない。
- b. 返金、換金、現金との交換ができない。
- c. 財又はサービスとのみ交換できる。
- d. 使用できるのは特定の小売業者のみで交換可能(企業を含むまない場合があるが、当該企業でしか使用できないわけではない。)であり、カードのプログラムに応じて、単一の小売業者である場合から、特定のカード・ネットワークを受け入れるすべての業者である場合までである。カード保有者が小売業者で財又はサービス購入に使用する時点で、企業は当該小売業者に現金を支払う契約上の義務を有する。
- e. 後手数料がない(これは、カード保有者が使用しない限りプリペイド・カードの残高が減少しないことを意味する。)
- f. カスタマー・ロイヤルティ・プログラム(売上取引で付与されるかに限らず)の一部として発行されたものではなく、プリペイド・カード残高に所定のプログラムによる特典クレジットが付与されるようなカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性も組み込まれていない。
4. なお、上記の取引は、次のように図示しうる。
- (1) 企業：プリペイド・カードの発行者
- (2) 顧客：プリペイド・カードの保有者
- (3) 小売業者：プリペイド・カードの償還と交換で、顧客に対して財又はサービスを提供する者

図1：本アジェンダ決定案で想定されたプリペイド・カード取引



III. 2016年1月開催のIFRS-IC会議（コメント・レターの検討）

5. 本アジェンダ決定案に対して、IFRS-ICに5通のコメント・レターが寄せられた。全てのコメント提出者が、この論点をIFRS-ICが今後さらに検討すべきアジェンダに追加しないことに同意していたが、アジェンダ決定案に記載されている根拠に関して、4通のコメント・レターにおいて修正提案等が表明されていた。主な内容は以下のとおりである。
- (1) アジェンダ決定の範囲を明確にすべきである。（論点1参照）
 - (2) 他の基準における認識の中止の要求事項について更に本格的なレビューを行うべきである。（論点2参照）
 - (3) 想定されている取引の経済的実質を反映する会計方針を開発することを発行企業に認めるために、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のガイダンスを適用するよう、アジェンダ決定案を修正すべきである。（論点3参照）
6. 以下において、それぞれの論点毎に、①寄せられたコメント、②IASBスタッフの提案、③IFRS-ICにおける議論の概要について記載する。

論点 1：アジェンダ決定の範囲の明確化

(寄せられたコメント)

7. 2名のコメント提出者（ASBJ 及び Deloitte）から、アジェンダ決定の範囲に関して、以下のような明確化の提案が示された。
- (1) IFRS 第 15 号「顧客との取引から生じる収益」におけるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムとの関係について明確にすべきである。
 - (2) IAS 第 18 号「収益」及び IFRIC 解釈指針第 13 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」と IFRS 第 15 号のいずれを適用しているかに関わらず、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたカードは、アジェンダ決定の適用範囲外である旨を明確化すべきである。
 - (3) プリペイド・カードについて、発行企業自身でカードが利用（決済）できるケースを除外するよう、アジェンダ決定の範囲を限定すべきである。

(IASB スタッフの提案)

8. 上記のコメントに対し、IASB スタッフより、以下の対応が提案された。
- (1) 発行者においてプリペイド・カードが決済(redeem)される取引を除外するようアジェンダ決定の範囲を限定すべきであるという提案については、アジェンダ決定の有用性を損ねるものと考えられるため、当該提案には対応しない。
 - (2) プリペイド・カードがカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行された場合には、本アジェンダ決定の対象外とすべきという提案については、一部文言を修正することにより対応する。ただし、プリペイド・カードにカスタマー・ロイヤルティ・プログラムが組み込まれている場合、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムはプリペイド・カードと区分して分析しなければならないと考える。
 - (3) 上記を踏まえ、アジェンダ決定案の範囲に関する記載（本資料第 3 項 f 参照）を次のように加筆・修正する。

f. カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものではないもなく、また、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを含むものでもない。

また、解釈指針委員会は、企業が IAS 第 18 号「収益」及び IFRIC 解釈指針第 13 号「カ

「顧客との契約から生じる収益」を適用しているか否かに関わらず、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたカードは、本論点の範囲外であることに着目した。ただし、プリペイド・カードにカスタマー・ロイヤルティ・プログラムが組み込まれている場合には、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムはプリペイド・カードと区分して分析しなければならない。

(IFRS-IC 会議の議論)

発行者で決済しうるプリペイド・カードをアジェンダ決定案の対象に含めるべきか否か

9. 議論において、アジェンダ決定の対象に、発行者で決済しうるプリペイド・カードを含めずに、当初の要請の事例（発行者が銀行の事例）に戻すべきではないかとの意見が複数聞かれた。主な理由は以下のとおりである。
- (1) 発行者でも償還できる取引は、収益認識が適用される取引に近い。このようなケースを含めるべきか否かについて十分な議論が尽くされていない。
 - (2) 企業で償還出来る場合は、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの取引に類似している。
 - (3) 対象を一般企業にまで拡大したのは、EITF がすべての企業を範囲に含めたからではないか。アジェンダ決定の対象は、財又はサービスを提供しない発行者に限定すべきではないか。

カスタマー・ロイヤルティ・プログラムについての記載

10. 議論において、「プリペイド・カードにカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性が組み込まれているような取引については、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを区分して会計処理すべき」という文言をアジェンダ決定に含めるというスタッフの提案については、ほとんどの委員が支持しなかった。主な理由は以下のとおりである。
- (1) どのように区分するのかが不明であり、運用が困難である。
 - (2) 基準が明確になるというよりも、より複雑になるだけである。
 - (3) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムが定義されていない中で、何がカスタ

マー・ロイヤルティ・プログラムかが明確ではない。カスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては、すべて対象外とすべきである。

論点 2：他の基準における認識の中止の規定の見直し

(寄せられたコメント)

11. あるコメント提出者（ドイツの会計基準設定主体）から、アジェンダ決定が対象としている取引の事例は、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムに基づいて付与されるポイントやマイレージ等の事例に類似していることから、IAS 第 39 号や IFRS 第 9 号の基準に規定されている認識の中止の規定を適用することが適切か否かについて定かではなく、異なる基準において定められている認識の中止の定めをより本格的にレビューすることを将来検討すべきという提案がなされた。

(IASB スタッフの分析)

12. 上記提案に対して、IASB スタッフから、次の分析が提示された。
 - (1) 異なる基準における認識の中止に関する定めを適用すべきか否かは、過去の IFRS-IC において十分に分析済みであり、IFRS-IC は、議論において、本アジェンダ決定が適用されるプリペイド・カードに係る負債は、要求払の性質を有する金融負債であるとの考えから、解釈指針も基準の修正も必要ないと暫定決定を行っている。
 - (2) したがって、より本格的なレビューを実施することは、自らが検討しうる範囲を超えていると考えられる。

(IFRS-IC 会議の議論)

13. 議論において、プリペイド・カードの非行使部分について、プリペイド・カードに係る負債を永久に負債として保持し続けるのかという疑問があるため、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の認識の中止に関する要求事項の適用を検討するか、米国財務会計基準審議会（FASB）が検討している例外規定と同様の限定的な例外規定を設けてはどうかとの意見も聞かれた。また、非行使部分の取扱いについて、IASB の意見を聞くべきではないかとの意見も出された。

論点 3：アジェンダ決定の修正（IAS 第 8 号の適用）

(寄せられたコメント)

14. あるコメント提出者 (PwC) から、カードの保有者に金融資産が生じないため、プリペイド・カードの論点は IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号の範囲外であり³、IFRS には明確な規定がないと考えられることから、当該取引の経済的実質を反映させるような会計方針の開発を発行企業に認めるために、企業に IAS 第 8 号の適用を要求するようアジェンダ決定を修正すべきとする提案がなされた。

(スタッフの分析)

15. 上記提案に対して、IASB スタッフから、2015 年 9 月の会議において、IFRS-IC は、既に「発行企業の負債は、金融負債の定義を満たしていることから、金融負債である」との暫定決定を行っているという分析が示された。

(IFRS-IC 会議の議論)

16. 上記の提案について、これを支持する意見が聞かれたが、他方で、本論点は、2015 年 9 月の審議で検討し、一度結論が出されているとして、スタッフの意見を支持する意見も聞かれた。

総論

(IFRIC-IC 会議の議論)

17. 一部の委員を除き、ほぼ全員が、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを区分して分析すべきとする追加の文章を削除することに賛成したが、最終のアジェンダ決定を出すか否かについては、意見が分かれた。
18. 一部の委員からは、何らかのガイダンスが必要であるため、さらなる分析は必要ではあるもののアジェンダ決定を出す方向で再検討を試みてはどうかとの意見が出されたが、他方、アジェンダ決定案において急に論点の範囲が拡大したように思われる、との意見も聞かれた。このため、当初の要望に戻るか、コンセンサスが得られないのであれば、プロジェクト自体を終了させてはどうかとの意見も聞かれた。
19. 上記を踏まえ、IFRS-IC 委員長から、他の基準との関連性 (IFRS 第 15 号との関連性

³ IAS 第32号第11項の金融商品の定義によれば、「金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。」とされている。

等)を再度分析した上で、2016年3月の会議で再検討してはどうかとの考えが示された。

(IFRIC Update)

20. IFRIC Update においては、本件について、次の記載がされている。

(1) 寄せられたコメントを踏まえて、数名の解釈指針委員会メンバーが、この論点の範囲を、当初の要望書に含まれていた事実パターン（すなわち、カードを発行企業において使用することはできない状況）に狭めることを提案した。一部の解釈指針委員会メンバーは、次のことを行うことが有用かもしれないことに着目した。

① この事実パターンを会計処理する際に適用すべき関連性のある基準を確認するために、IFRS 第15号とIFRS 第9号（IAS 第39号）との相互関係を検討する。

② IFRS 第9号（IAS 第39号）の要求事項がこの取引にどのように適用されるのかに関する分析をレビューし、IAS 第8号との相互関係を検討する。

(2) 解釈指針委員会は、スタッフに、過去の議論の要約と、こうしたプリペイド・カードの会計処理に適用される可能性があるさまざまな基準間の相互関係の分析を再度提供するよう依頼した。

IV. 当委員会の対応

21. 専門委員会では、本論点は重要と考えられるため、コメント・レターを出すことで終わらせず、先方の事務局とコミュニケーションを図っていくことが重要との見解が示された。こうした見解を踏まえ、今後、先方事務局と適宜コミュニケーションを図っていくことを予定している。

以 上

(別紙 1)

2016年1月のIFRS-IC会議でIASBスタッフから提案されたアジェンダ決定(案)

22. 2016年1月のIFRS-IC会議で提案されたアジェンダ決定(案)は以下のとおりである(下線及び取り消し線は、2015年9月のアジェンダ決定案からの修正を示したものである。)

IAS第32号「金融商品：表示」－発行者の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類

解釈指針委員会は、企業がプリペイド・カードを発行する場合に負債をどのように分類し、そうしたカードの未使用残高をどのように会計処理することになるのかを議論した。具体的には、解釈指針委員会は以下の特徴を有するプリペイド・カードについて議論した。

- (a) 有効期限がない。
- (b) 返金、換金、現金との交換ができない。
- (c) 財又はサービスのみを使用できる。
- (d) 使用できるのは特定の小売業者のみ(企業を含む場合があるが、当該企業でしか使用できないわけではない)であり、カードのプログラムに応じて、使用できる小売業者の範囲が、単一の第三者の業者である場合から特定のカード・ネットワークを受け入れるすべての業者である場合までである。カード保有者が小売業者で財又はサービスの購入に使用する時点で、企業は小売業者に現金を支払う契約上の義務を有する。
- (e) 後取手数料がない(これは、カード保有者が使用しない限りプリペイド・カードの残高が減少しないことを意味する)。
- (f) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものではないもなく、また、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを含むものでもない。

解釈指針委員会は、プリペイド・カードに係る負債は非金融負債なのかどうかを検討するよう求められた。企業はカード保有者に現金を引き渡す義務を有していないからである。

解釈指針委員会は、プリペイド・カードについて企業の負債は、金融負債の定義を満たすことに着目した。企業は、カード保有者に代わり小売業者に現金を引き渡す契約上の義

務（カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件とする）があり、この契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していないからである。解釈指針委員会は、当該企業での使用が1つの可能性であるとしても、企業の義務は依然として金融負債であると判断した。企業は、カード保有者が第三者である小売業者でプリペイド・カードを使用する場合に現金の引渡しを回避する無条件の権利を有していないからである。

また、解釈指針委員会は、企業が IAS 第 18 号「収益」及び IFRIC 解釈指針第 13 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」又は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を適用しているか否かに関わらず、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたカードは、本論点の範囲外であることに着目した。ただし、プリペイド・カードにカスタマー・ロイヤルティ・プログラムが組み込まれている場合には、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムはプリペイド・カードと区分して分析しなければならない。

したがって、こうしたカードを発行する企業は、プリペイド・カードに係る負債の認識の中止を行うかどうか、及び、いつ行うのかを決定するために IFRS 第 9 号「金融商品」（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）のガイダンスを適用することになる。

したがって、解釈指針委員会は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の現行のガイダンスに照らし、解釈指針も基準の修正も必要ないと結論を下した。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

(別紙 2)

金融負債か否かの検討（過去のスタッフ・ペーパーの分析）

23. 過去の IFRS-IC において、プリペイド・カードに係る負債が金融負債に該当するか否かについて次の分析がなされた。

(見解 1) 銀行が発行するプリペイド・カードを「非金融負債」と考える見解

非金融負債か金融負債かの検討

24. IAS 第 32 号第 11 項の金融商品の定義によれば、「金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。」とされている。

25. 見解 1 の支持者は、銀行がプリペイド・カードの発行時に認識する負債は、金融商品から生じるものではないため、金融商品のガイダンスに従って会計処理する必要はないと考えている。これは、以下のとおり、プリペイド・カードの発行時に金融資産を有する相手がいなく考えているためである。

(1) プリペイド・カードは現金と交換できないため、顧客は金融資産を有している訳ではない。

(2) 小売業者には、顧客に財又はサービスを提供するまで金融資産は生じない。銀行から現金を受け取る権利が生じた日以降にはじめて金融資産が生じる。

26. したがって、見解 1 の支持者は、プリペイド・カードは金融商品の定義を満たさず、銀行の負債は金融負債として分類されないと考える。

想定される会計処理

27. 見解 1 によると、以下の基準を考慮して、プリペイド・カードの発行時に非金融負債を認識し、負債の測定に見込まれる非行使部分を反映すべきと考えられる。

- (1) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」
- ・ 負債の測定：債務を決済するために要求される資源の流出の最善の見積りを測定する（第 36-37 項）。
 - ・ 債務を決済するために経済的価値を有する資源の流出が必要となる可能性が高くなった時点で、非金融負債の認識を中止する（第 59 項）。

- (2) IFRIC 解釈指針第 13 号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」(以下「IFRIC 第 13 号」という。)
- ・ 特典の公正価値を参照して特典クレジットの公正価値を測定する際に、交換されないと見込まれる特典クレジットの割合を検討する⁴。
- (3) 米国基準
- ・ 実務上、2005 年の SEC スタッフのスピーチ⁵に基づき、顧客からの交換の可能性がほとんどなくなった (remote) 時点で負債の認識を中止している。
28. この見解によると、顧客が小売業者から購入した財又はサービスに対する支払いを行うためにカードを利用した時点 (すなわち、小売業者に金融資産が生じた時点) で、はじめて、銀行に金融負債が生じることになる。

(見解 2) 銀行が発行するプリペイド・カードを金融負債と考える見解

非金融負債か金融負債かの検討

29. この見解の支持者は、以下の理由から、銀行の負債は金融負債の定義を満たすと考えている。
- (1) 銀行は、顧客の裁量により、顧客の代わりに小売業者に現金を支払う契約上の義務を有している。これは、実質的に要求払預金に類似しており、銀行は、契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避できる無条件の権利を有していない。このため、IAS 第 32 号第 19 項で説明されている金融負債の定義に関する説明に照らして、金融負債と判断されるべきである。
- (2) 金融負債の定義を満たすために、IAS 第 32 号は、特定の相手企業が同時に金融資産を有していると特定することを企業に要求していない。

⁴ (ASBJ スタッフ注) カスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」においても、追加的な財又はサービスに対する顧客のオプションが別個の履行義務となる場合には、オプションが行使される可能性を見積ることとされている (IFRS15. B42)。また、プリペイド・カード等における顧客の非行使の権利は、①非行使部分の金額に対する権利を得ると企業が見込んでいる場合には、その部分を顧客が行使する権利のパターンに比例して収益として認識する。②非行使部分の金額に対する権利を得ると見込まれない場合には、顧客がその権利を行使する可能性がほとんどなくなった場合に収益として認識する (IFRS15. B46)。

⁵ (ASBJ スタッフ注) 米国公認会計士協会 (AICPA) 主催の「最近の SEC 及び PCAOB の動向に関する 2005 年 AICPA 全国大会」における SEC スタッフの発言 (2005 年 12 月 5 日)。

SEC スタッフは、ギフトカードの非行使部分の認識に関する受入可能又は受入不能な方法を説明しており、受入可能な方法の 1 つとして、ギフトカードを発行した小売業者が顧客がギフトカードの履行を要求する可能性がほとんどなくなったことが証明できるのであれば、負債の認識の中止も容認できる可能性があると述べている。また、IFRS 第 15 号と同様、非行使と見込まれる部分について、ギフトカードが交換されるに従って比例的に収益として認識する方法も紹介されている。

- (3) 顧客と小売業者のいずれも、以下のように、契約上の権利を有している。
- ① 顧客は、財又はサービスに対して小売業者に現金を支払うよう、銀行に指図する契約上の権利を有する。
 - ② 小売業者は、将来、財又はサービスを提供した後で、銀行から現金を受け取る権利を有する。

【参考】

IAS 第 32 号では、金融負債とは以下のように説明されている（抜粋）。

- 金融負債とは、他の企業に現金又は他の金融資産を支払う契約上の義務である（IAS 第 32 号第 11 項）。
- 契約上の義務を決済するために現金又はその他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を企業が有していない場合には、資本性金融商品に分類されるものを除き、当該義務は金融負債の定義に該当する（IAS 第 32 号第 19 項）。

想定される会計処理

30. この見解によると、以下の基準に照らして、銀行は負債が消滅するまで、負債（プリペイド・カード）について認識の中止を行うことはできないほか、要求払金額を下回る金額で測定することはできないと考えられる。
- (1) IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）
 - ・ 当初認識時において、金融負債を公正価値で測定する（IFRS 第 9 号 5.1.1 項/IAS 第 39 号第 43 項）。
 - ・ 金融負債が消滅するまでは、負債の認識を中止することはできない（IFRS 第 9 号 3.3.1 項/IAS 第 39 号第 39 項）。
 - (2) IFRS 第 13 号「公正価値測定」
 - ・ 要求払の特徴を有する金融負債（例えば、要求払預金）の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日（すなわち、即時）から割り引いた金額を下回ってはならない（第 47 項）。

以 上